

事業主のみなさまへ

ご利用は
無料です！

働きやすい職場づくりをめざして、

「働き方・休み方改善コンサルタント」を活用してみませんか？

適切な労働時間で働き、ほどよく休暇を取得することは、仕事に対する社員の意識やモチベーションを高めるとともに、業務効率の向上にプラスの効果が見込まれます。社員の能力が発揮されやすい環境を整備することは、企業全体としての生産性を向上させ、収益の拡大ひいては企業の成長・発展につなげることができます。

他方、長期間労働や休暇が取れない生活が常態化すれば、メンタルヘルスに影響を及ぼす可能性が高くなり、生産性は低下します。また、離職リスクの上昇や企業イメージの低下など、様々な問題を生じさせることとなります。

事業主が自主的にワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に取り組み、働きやすい職場づくりをめざすことにより、社員も会社もイキイキと満足することができ、双方にとって大きなメリットがあります。

～このようなお悩みはありませんか？～

- ・ワーク・ライフ・バランス「仕事と生活の調和」に取り組みたいが、具体的に何から始めたらいいのだろうか？
- ・働く意欲を高めるにはどのような取り組みがあるかな。事例がないかな。
- ・職場意識の改善に取り組む場合の助成金制度は利用できるだろうか？
- ・どうしたらムダな残業を減らせるだろうか？
- ・変形労働時間制にしているが、実態にあっているのかな。
- ・時間単位の年次有給休暇を導入するには、どのような手続きが必要？
- ・退職する時に年次有給休暇をまとめて取得されると、やっぱり困るよ。

厚生労働省では、事業主のみなさまからの労働時間制度や年次有給休暇の取得等に関する相談に応じることができる「働き方・休み方改善コンサルタント」を都道府県労働局に配置しています。

このような疑問点やお悩みについて、働き方・休み方改善コンサルタントが、ご希望に応じて個別に訪問させていただき、**アドバイスや資料の提供を無料**で行い、自主的な取組のお手伝いをさせていただきます。

コンサルタントへの相談を希望される方は、**個別相談申込書(裏面)**をFAXまたは郵送でお送りください。また、ご不明な点等がございましたら、下記の連絡先までお問合せください。

【問い合わせ先】群馬労働局雇用環境・均等室

〒371-8567

前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8F

TEL 027-896-4739 FAX 027-896-2227

群馬労働局 雇用環境・均等室 あて

FAX：027-896-2227

働き方・休み方改善コンサルタント個別相談申込書

平成 年 月 日 ()

事業所名			
事業所所在地			
電話番号		FAX番号	
事業内容		労働者数	人
ご担当者様			
相談内容	労働時間制度・時間外（休日）労働・深夜労働・年次有給休暇・休憩・休日・ その他（ ） ※ご相談内容に○を付けて下さい。		

【個別訪問の希望日時】 ※個別訪問日時については、別途ご連絡の上、日程調整させていただきます。

第1希望日 平成 年 月 日 () 時頃

第2希望日 平成 年 月 日 () 時頃

第3希望日 平成 年 月 日 () 時頃

※尚、本申込みの際にお知らせいただいた企業情報ならびに個人情報、本申込に関わる事務のみに使用し、当該事業所ならびに当該個人の許可なく目的外に使用、提供しません。